

# 第60回 “社会を明るくする運動” を迎えて

長野保護観察所長 佐藤比呂明

平成22年7月は、第60回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～の強調月間です。

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くことを目的とする全国的な運動であり、国レベルの中央推進委員会並びに都道府県及び市区町村等を単位とする推進委員会により推進することとされております。

本年から、運動の趣旨をよりはっきりとさせるために、サブタイトルをつけ、その名称を「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」としました。

そして、その行動目標を

- 1 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- 2 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- 3 これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

の3つとしています。さらに、重点事項として、

「立ち直りを支える取組についての理解促進」

「犯罪や非行をした人たちの就労支援」

を掲げています。

平成21年5月から裁判員制度が始まり、日ごろ犯罪とは縁のない方々も、刑事司法に関心を持たれるようになりました。こうした機会に、警察、検察、裁判、矯正（刑務所等の施設内処遇）及び更生保護（保護観察による社会内処遇）が、一連の刑事司法の流れの中で、それぞれ担っている役割を国民の皆様へ御理解いただくことが、大切なことだと考えております。

また、平成14年をピークに刑法犯の認知件数は、毎年減少しているものの、依然として高い水準にあり、20年は約253万件となっています。そして、一般刑法犯により検挙された再犯者の比率を見ますと、20年には、再犯者が41.5%も占めており、こうした再犯を防止することが、犯罪を少なくするために重要であることが分かります。

ところで、刑務所出所者は、もともとは自分の責任とはいえ、さまざまなマイナス要因を抱えたまま社会に戻ります。社会で更生したいとの気持ちを持っていても、頼りになる家族や仲間がいない、働く場所がない、住むところさえない人が少なくないのです。

そのために、地域の中での処遇を行う更生保護では、そうした人に対して、居室や食事を提供する更生保護施設で生活させたり、就労・雇用促進のための支援を行ったり、福祉による支援を得られるよう調整をしています。

このように、犯罪や非行を起こさせない地域社会を築いていくことも大切ですが、犯罪や非行をした人の立ち直りを支えることも、安全な社会を作るためには欠かせないことも御理解をいただきたいのです。

そして、この運動の趣旨に深く共鳴されて、今年から、谷村新司氏が、フラッグアーティストとなってくださり、昨年引き続き、今年もポスターの出演をされたほか、“社会を明るくする運動”の応援ソングである「咲きほこる花のように」を書き下ろしていただきました。心強い応援を受けて、本年の活動を行ってまいります。

地域の皆様におかれましても、本運動の趣旨を御理解いただき、各地における行事に御参加いただきますようお願い申し上げます。



君の声を聴かせて。

犯罪や非行を防止し、  
立ち直りを支える地域のチカラ

社会を明るくする運動

[www.kouseihogo-net.jp](http://www.kouseihogo-net.jp)

主唱/法務省